

令和 5 年度第 2 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和 6 年 1 月 1 6 日（火）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 5 0 分
場 所	会議室 2 A
委 員	吉田 省三 委員長（元長崎大学 経済学部教授） 松田 浩一 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 山下 雄一 委員（弁護士） 勝井 智裕 委員（元長崎県職員）
市関係出席者	金子副市長（建設工事指名選定委員会委員長） 園田総務部長（建設工事指名選定委員会副委員長） 《事務局》岩永契約管財課長、濱田契約検査班長、吉田事務員 《工事主管部署》 ・教育総務課…山口課長補佐兼施設整備班長、入江主任、吉岡主査 ・水道課…伊藤課長補佐兼工務班長、池田主査、山川技術員 ・耕地水産課…本多課長、森瀬課長補佐兼耕地整備班長 ・道路課…小林課長補佐兼道路改良班長、平尾主任、丸田主査 ・都市整備課…吉田課長、谷崎課長補佐兼建築・空家対策班長、吉田主査
報告事項	令和 5 年度上半期入札執行状況等について
抽出事案審議	令和 5 年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 9 月 3 0 日
抽出事案	8 件 ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

報告事項（１）令和５年度上半期入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
対策により不落が減少しているというのは理解できるが、全体の工事件数も減少している点は気になるところである。	—

抽出事案審議 令和５年度上半期発注工事の審議	
審議１ 三会小学校高圧受変電設備改修工事・有明中学校照明ＬＥＤ化工事	
意見・質問	回 答
同日に同業種の入札を実施する場合、１件目を落札後に次の入札に参加させるかどうかについて、工事内容の違いの基準はあるのか。	そのような基準はない。今回の両工事は業種が同じ「電気工事」であるが、工事内容が異なるため、落札後に辞退という取扱いはしていない。
周囲からみてその取扱いが一貫しているかどうかが問題である。均等に受注機会を確保するという目的があるのに、両工事の指名業者が全く同じで、どちらも落札できるとするのは理解できない。	建設工事指名選定委員会の審議において、両工事は異なる内容であるため、そのような取扱いは必要ないと判断されたところである。
きちんと説明できるように明文化した方がよいのではないか。ルールがあって同じような判断ができればいいが、それがなければ組織内の議論の中で恣意的な判断が可能となるのであまりよくない。	内部の規定で明文化する方向で検討したい。
落札後に辞退するというルールを業者は知っているのか。	そのような取扱いを行う場合は、入札執行の都度、入札執行通知書に、本工事を落札した場合は他の工事に参加できないという旨を明示している。
原則的な指名のルールがあり、それを変更する場合は、このような条件があった場合というような、原則と例外をはっきりさせた方がよい。今回、両工事を落札できるようにした方が、都合が良かったという事情は何かあるのか。	原則的には業種別の総合数値上位から順に指名を行っている。その中でも、当該工事については特定の技術者が必要という場合には、登録がある業者を優先して指名を行う場合もある。両工事については、原則どおりの指名をおこなったところであり、特に都合が良かったという理由はない。
同じ業者で入札を実施しなければならないという事情がなければ原則どおりす	

べきで、業者間の公平という観点からすれば、原則を変えるのであれば理由が必要と思うのでルールの特明確化はあった方がよい。	—
両工事は工期が同じであるが、技術者が1名しかいない場合、片方の工事は落札できないのではないか。	業者において、技術者の体制を考慮し参加の可否を判断されるものと考えている。
審議2 国道57号横断小口径推進工事	
意見・質問	回 答
積極的に応札されていない業者が多くみられる。積算はほぼ100%できているが、そこから入札額を上げれば明らかに落札できないことはわかる。落札したら逆に困るという工事であれば最初から参加しないように業者へ周知することも必要と思う。	—
審議3 本町六ツ木線ほか2線配水管布設替工事	
意見・質問	回 答
正確に積算ができる状況の中で、明らかに高く応札されている業者がある。自ら申し出る一般競争入札であるにもかかわらず、あえて高い金額で応札される原因はわかるか。	参加申請した後に他の工事を落札したため、本工事については積極的に応札されなかったものと推測している。
審議4 深底地区ため池取水施設改修工事	
意見・質問	回 答
諸経費の算定方法が2パターンあったということだが、どの部分が違うのか。	詳しいところまで確認していないが、応札するにあたって高い方と低い方の2パターンを考えていたということであった。
低い金額でもやれるという考え方もできる。最初から低い方の金額で応札しなかったのは、あまり取りたくなかった工事と思われる。算定方法を変えてでもやれるというのは不思議な感じがする。	—
ランダムが一番小さい値が出たところまで認めているということは、そこまでは品質が確保できると発注者が認めていることだと思う。それにもかかわらずランダムで出た価格より下回った場合に失	ご指摘があった内容も一つの考え方であると思う。

格となり次に進めないのはおかしいと思う。本件については、入札額が高くなることが予想されるので最初は十分利益が確保できる額で入れてみたが、予定価格を超過したので、次はぎりぎり利益が確保できる額で入れてみたら落札できたということだと思う。	
審議5 深底ため池浚渫工事（その2）	
意見・質問	回 答
直接工事費が100%積算できている状況で、諸経費を決まった額よりも上げたら落札できないことは明らかである。落札者としては、これぐらいだったら落札してもよいということだと思う。	—
審議6 東城内線ほか電線共同溝整備工事	
意見・質問	回 答
辞退した理由は、専門業者が確保できなかったということか。	技術者の確保困難が3業者、作業員の確保困難が1業者である。
結果をみれば、すべての業者が積算できていると思うので、構造的に業者が通じてしまえば、どこかの業者を落札させるという状況にはあると思う。	—
直接工事費がほぼ100%で諸経費を1～2割上げれば予定価格を超えるということは目にみえている。説明があった理由であれば、最初から入札に参加されるのが理解できない。落札する気がなくても応札しなければならないと考えられているのであれば、それは払拭してもらい辞退してもらうべきである。最初から辞退すれば残り1者となり入札が成立しないので、他の業者が協力しているという見方もできる。	—
審議7 田町新馬場線改良工事	
意見・質問	回 答
これまで年間の工事を月ごとにどれくらいの割合で発注しているかわかるような資料はあるのか。	資料は作成していないが、全体的に年度の後半に発注が多いという印象がある。平準化を目的に4～6月の閑散期に発注するようにすれば不調・不落の防止にもつながると考

	えている。
他自治体でも同様の取組みをされており、グラフで前年度と月ごとに比較している資料を作成しているところもあるので、年に1回ぐらいはそのような資料をもらえればありがたい。	ご意見のとおり、昨年度と今年度で月ごとの発注傾向がわかるような資料を整備していきたい。
審議8 柏野住宅屋根・外壁改修工事（つつじ棟）	
意見・質問	回 答
失格となった業者は、いずれも直接工事費が90～95%程度となっているが、すべての業者の見積もりに誤りがあったのか。	一番低く応札された業者に確認したところ、見積りに誤りがあるということであった。建築の積算については、県単価の部分について見積もりがしにくいという話を聞いている。
失格となった他の2業者も同じような入札額になっているが、こちらには聞いていないのか。	他の2業者も同様の状況であると判断している。
同じような間違いを3者ともするのが不思議に思う。何かしら実勢価格があり、それを複数の業者で共有して使ったため同じような入札額になったというのであれば理解できる。	基本的には設計価格の内訳は見積価格が約60%で、刊行物が1%、県単価が39%となっている。39%は高額であり、少しでも見誤った場合は金額がかなり下がってくる。
多くの業者が最低制限価格以下で応札したということは、その金額で受注できるという見方もできる。そうでなければ予定価格が適正なのかという話になる。可能であれば、複数の業者が似たような入札額となったときは他の業者にも確認してもらいたい。	今後はそのようにしていきたい。
その他 電子入札導入の延期について	
意見・質問	回 答
長崎県は新システムに更新することを一旦やめているということか。	単独利用型によりシステムを更新する予定である。
単独利用と共同利用では大きくシステムが異なるのか。	共同利用は、県と参加市町で導入費用や運用経費の軽減を目的とするものであり、システム自体に大きな違いはない。

共同利用であれば、それだけシステムの費用が多くかかるので、その費用を各市町に負担してもらうためには、ある程度の参加数がないと1自治体あたりの負担額が大きくなるということで、長崎県が当分の間延期するという判断をしたのか。	その通りである。 想定よりもランニングコストが高額であることが判明し、当初から参加する市町が少なくなったため、現時点で共同利用のメリットはないと長崎県は判断したところである。
電子入札を導入することによって、入札機会の公平性、手続きの透明性に資する部分があるかどうかを検討してもらいたい。	—
《審議案件に関する委員会の所見》	
入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。 追記事項 同日に同業種の工事の入札を複数実施する場合において、1件落札後の辞退の取扱いについて、規定に明文化したらどうかとの意見が出され、事務局で検討することとした。	